

東京外国語大学ワールド・ランゲージ・センター規程

〔平成 28 年 3 月 25 日〕
規 則 第 5 9 号

改正 平成 29 年 6 月 27 日規則第 42 号
令和 3 年 7 月 27 日規則第 36 号
令和 5 年 3 月 22 日規則第 48 号

(設置)

第 1 条 東京外国語大学（以下「本学」という。）に、ワールド・ランゲージ・センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの英語名称は、World Language Center とし、通称を Lingua（リングア）とする。

(所掌事項)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本学の設置目的に沿った、世界諸地域の言語教育の推進に関すること
- (2) 学生の自律的英語学習を推進することなどを通して、総合的な英語学習の支援に関すること
- (3) 言語教育の達成度の可視化をはかり、総合的な言語教育の支援に関すること
- (4) 英語・日本語及び多言語の言語テストを開発・実施し、社会への普及に関すること

(組織)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門員
- (4) その他の職員

(センター長)

第 4 条 センター長は、第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる部門長のうち、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、第 2 条各号に掲げるセンターの所掌事項を掌理する。

3 センター長の任期は、当該部門長の任期とする。

(副センター長)

第 5 条 副センター長は、センター長が指名した者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は、当該部門長の任期とする。

(部門)

第 6 条 センターに、第 2 条各号の事項を遂行するため、次の部門を置く。

- (1) 多言語教育推進部門
- (2) 英語学習支援部門

- (3) CEFR-J 推進部門
- (4) 言語テスト開発部門
(部門の組織)

第7条 前条各号に掲げる部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 部門員

2 前項第1号の部門長は、本学教職員のうちから学長が指名するものとし、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期を超えることはできない。

3 第1項第2号の部門員は、本学教職員のうちから部門長が指名するものとし、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した部門長の任期を超えることができない。

(多言語教育推進部門の業務)

第8条 多言語教育推進部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 英語以外の「本学で学べる言語」の教育の推進
- (2) 教養外国語科目及び世界言語科目の授業計画の取りまとめ
- (3) 「本学で学べる言語」の学内外への広報

(英語学習支援部門の業務)

第9条 英語学習支援部門は、英語学習支援センター（略称「ELC」）として活動し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 英語学習支援・評価システム連環プログラムの開発及び運営
- (2) 既存の英語eラーニングプログラム及び独自で開発した英語学習プログラムの運営並びに学習データの管理
- (3) 英語の外部試験を用いた学習効果の測定及びスコアデータの管理

(CEFR-J 推進部門の業務)

第10条 CEFR-J 推進部門は、CEFR-J 推進室として活動し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)に準じた CEFR-J 基準の策定
- (2) CEFR -J 基準を用いた、本学の学生の達成度の可視化
- (3) 外部試験を用いた学習効果の測定及びスコアデータの管理

(言語テスト開発部門の業務)

第11条 言語テスト開発部門は、Lingua テストセンター（略称「LTC」）として活動し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 英語4技能（「聞く（リスニング）」「話す（スピーキング）」「読む（リーディング）」「書く（ライティング）」）テストの開発
- (2) CEFR-J に準拠した多言語テストの開発
- (3) 日本語能力テストの開発
- (4) 独自に開発した言語テストの運営及びデータの管理

(センター運営委員会)

第12条 センターの管理・運営等に関する重要な事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 教育アドミニストレーション・オフィス長
- (5) 世界教養プログラム運営室長
- (6) 世界教養プログラム運営室長補佐
- (7) その他センター長が指名する者

3 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 議長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員会の審議内容は、教育アドミニストレーション・オフィス長が総合戦略会議に報告するものとする。

(部門の運営)

第13条 第6条に掲げる部門の運営について、必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第14条 センターに関する庶務は、学務部教務課において処理する。

(細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学英語学習支援センター規程（平成20年規則第51号）は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 この規程施行後の第6条第3号に定める部門の部門長は、平成29年4月1日に学長が指定したものとする。

附 則

この規程は、令和3年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。